委　託　契　約　書　（案）

1　委託業務の名称　　令和８年度林業試験場庁舎等警備業務

2　委託業務施設
(1) 名　称　　林業試験場
(2) 所在地　　美唄市光珠内町東山

3　委託期間　　令和８年（2026年）４月１日から令和９年（2027年）３月31日まで
ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

4　業務委託料　　金　　円［月額は、別紙月額内訳書のとおり］
（うち消費税及び地方消費税の額　金　　円）

5　契約保証金　　免除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を２通作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

札幌市北区北19条西11丁目
委託者　地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長　　小　髙　　咲　　印
（担当部局：森林研究本部林業試験場）

受託者

（総則）
第１条　委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
２　受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
３　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
４　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
５　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
６　この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。
７　この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
９　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１審の裁判所とする。

（権利義務の譲渡等）
第２条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）
第３条　受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（業務担当員）
第４条　委託者は、受託者の委託業務処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、委託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者等）
第５条　受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。
２　受託者は、委託業務の処理のため、次の各号に定める要件を具備した警備員を配置するものとする。この場合において、警備員２名以上を置く場合は、そのうち１名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。
(1)　成人の男子であること。
(2)　心身に著しい欠陥を有せず、警備業務を行う能力を有する者であること。
(3)　身元が確実で、素行が正しい者であること。
(4)　責任感を有し、かつ、公共施設の品位を損なう恐れのない者であること。
３　受託者は、前項の規定により配置すべき警備員及び主任者を定めたときは、遅滞なく、委託者に通知しなければならない。警備員又は主任者に異動のあった場合も、同様とする。
４　受託者は、警備員には常に清潔かつ端正な服装をさせるとともに、受託者の発行する身分証明書を常時携行させなければならない。
５　受託者は、警備員に対し、職員及び来場者に接する場合の言動等について十分に留意するよう、指導監督しなければならない。
６　受託者は、委託業務に従事する警備員に関する諸法令上の一切の責任を負うものとする。

（業務処理責任者等の変更請求等）
第６条　委託者は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。
２　受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

（施設の使用等）
第７条　委託者は、受託者が委託業務を処理するために要する室を指定し、及び供与備品一覧表に掲げる備品を受託者に無償で供与するものとする。

2　受託者は、指定された室及び供与を受けた備品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
3　受託者は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに、指定された室を原状に回復し、明け渡さなければならない。
4　受託者は、供与を受けた備品が不用となったときは、速やかに、委託者に返還しなければならない。
5　委託業務の処理に必要な消耗品は受託者の負担とする。

（報告義務）
第８条　受託者は、前日の警備に関し、毎日９時までに、委託者の指定する書式により委託者に報告しなければならない。
2　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。
(1)　要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
(2)　委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
(3)　委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

（調査等）
第９条　委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。
2　受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

（業務委託料の請求及び支払）
第10条　委託者は、受託者からの請求書に基づき、毎月25日（25日が金融機関等の営業日でない場合には、その直後の営業日）までに前月分の業務委託料を支払うものとする。
2　受託者は、委託者の責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を委託者に請求することができる。
3　業務委託料の支払場所は、委託者の理事長の勤務の場所とする。

（秘密の保持）
第11条　受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。
2　前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

（予算の減額又は削除に伴う契約の解除）
第11条の２　委託者は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度の収入支出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（委託者の任意解除権）
第12条　委託者は、次条から第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。
2　前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、委託者は、当該月における業務委託料を受託者に支払うものとする。
3　第１項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（委託者の催告による解除権）
第13条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(1)　委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
(2)　正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
(3)　正当な理由なしに警備員の変更請求に応じないとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第14条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(7) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第15条　委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第22条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第22条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第３条第２項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第１項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第22条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき。（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 受託者以外の者又は受託者が構成事業者である事業者団体に対し行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提

起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外の者又は受託者が構成事業者である事業者団体に対し行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第２条の２第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年４月１日規程第48号）第30条第１項の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(6) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第１項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第１項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第16条　第13条各号又は第14条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第13条又は第14条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の任意解除権）

第17条　受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。

２　前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（受託者の催告による解除権）

第18条　受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第19条　前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約を解除することができない。

（解除に伴う措置）

第20条　受託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合（第12条第１項の規定により解除された場合を除く。）において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第21条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の１に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3　第１項各号に定める場合（前項の規定により第１項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

4　第１項の場合（第14条第６号又は第８号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって同項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の１に相当する額に不足するときは、受託者は、当該不足額を委託者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の１に相当する額を超過するときは、委託者は、当該超過額を返還しなければならない。

第22条　受託者は、この契約に関して、第15条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の２に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第５号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号に規定するものであるとき又は同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2　委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の２に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3　前２項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（委託業務の処理に関する損害賠償）

第23条　受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2　前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3　受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第24条　受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（相殺）

第25条　委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約保証金返還請求金、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（契約に定めのない事項）

第26条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別紙

林業試験場庁舎等警備業務委託料月額内訳書

月	月　　額	消費税及び地方 消費税相当額	合　　計
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
計			

委託業務処理要領

林業試験場庁舎等警備業務（以下「委託業務」という。）の処理については、本要領に基づき実施するものとする。

なお、本要領により難い場合又はこの要領に明示のない事項については、委託者と受託者が協議して処理するものとする。

第１　一般的事項

１　委託契約書第７条第１項に規定する委託業務を処理する室は、別添の森林研究本部林業試験場平面図に図示する室（以下「警備員室」という。）とし、また、供与備品は、次のとおりとする。

品　　名	規　　格	数量
巡回記録タイムレコーダー	AMANO	１台
スチール製片袖机		１卓
椅子		１脚
更衣ロッカー（４人用）		１台
ＦＦ式石油暖房機	サンポット　FF-5211	１台
液晶カラーテレビ	TOSHIBA REGZA 22A2	１台

２　受託者及び警備員は、防犯及び火気取締りに万全を期すものとする。

３　受託者は、委託業務の処理に当たり、事故や異常を発見したときは、直ちに委託者（業務担当員）に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

第２　警備業務時間

１　警備業務の開始時刻及び終了時刻は、次のとおりとする。

区　　分	業務開始時刻	業務終了時刻	摘　　要
林業試験場の開庁日	17時30分	翌朝８時45分	実働時間８時間、休憩時間７時間15分
林業試験場の閉庁日	８時45分	翌朝８時45分	実働時間14時間45分、休憩時間９時間15分

※　閉庁日とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から１月３日までの日。

２　警備員の勤務時間は、原則として別添の「林業試験場庁舎等警備業務勤務表」のとおりとする。

第３　警備業務の内容

１　警備対象施設は、別添の林業試験場構内図に示す本庁舎、実験研修棟、緑の情報館（展示館）、車庫、林業機械等整備格納庫、種子貯蔵庫及び温室とする。

２　警備業務の内容

警備員は、次の業務を処理するものとする。

(1) 不法侵入者、挙動不審者の取締り

ア　不法侵入者等を発見したときは、施設への立入りを制止し、その者が指示に従わない場合は、速やかに最寄りの警察署へ通報するとともに、業務担当員へ連絡する。

(2) 施設出入者の確認

ア　施設に出入りする者に対し、警備員室前備付けの時間外庁舎出入記録簿への記載を求める。

(3) 施設及び施設内各室の鍵の適正保管及び受渡し。

ア　業務開始時に、総務課から施設内各所の鍵及び巡回記録タイムレコーダーを受け取り、業務終了時に総務課に返却すること。

(4) 郵便物、文書、物品、電報等の受付、電話の受理・連絡

ア　林業試験場に到達した郵便物等は、業務終了時刻（閉庁日の場合は、直近の開庁日の８時45分）までに業務担当者に引継ぐ。

イ　急を要する文書（電報、速達郵便等）を受け付けたときは、速やかに業務担当員に連絡し、その措置について指示を受ける。

ウ　電話等での受理事項については、その内容を警備業務日報に記録する。ただし、急を要する事項については、遅滞なく業務担当員に連絡し、その措置について指示を受ける。

(5) 遺失物及び拾得物の受付

ア　遺失物等があった場合は、その発見日時、場所等を警備業務日報に記録するとともに、当該遺失物等を業務担当員に引き継ぐ。

(6) 施設出入口の施錠・解錠

ア　開庁日

(ｱ) 本庁舎の各出入口は、18時30分に施錠し、翌朝７時に解錠する。ただし、１階警備員室前出入口は、施設巡回中のみ施錠する。

(ｲ) 実験研修棟の各出入口は、18時に施錠し、翌朝７時に解錠する。

(ｳ) 緑の情報館（展示館）、車庫、林業機械等整備格納庫、種子貯蔵庫及び温室の各出入口の施錠・解錠は、職員が行う。

イ　閉庁日

(ｱ) 本庁舎１階警備員室前の出入口は、全日解錠し、施設巡回中のみ施錠する。

(ｲ) 本庁舎以外の施設の各出入口は、全日施錠する。

(7) 施設内の巡回点検に関すること。

ア　警備員は、別添の巡回経路表に基づき、次のとおり施設内各所を巡回して警備する。
なお、巡回経路については、警備上の必要に応じ適宜変更して差し支えない。

区　分	巡回回数	巡回警備時間		警備点検事項
開庁日	３回	１巡目	19時45分～20時30分	○　施錠確認
		２巡目	22時00分～22時45分	○　電気、ガス、設備の異常の有無
		３巡目	4時15分～ 5時00分	○　消灯確認
閉庁日	７回	１巡目	19時45分～20時30分	○　ストーブ等の消火確認
		２巡目	22時00分～22時45分	○　タバコの吸殻入れの消火確認
		３巡目	4時15分～ 5時00分	○　物品・設備等の異常の有無
		４巡目	8時45分～ 9時30分	○　防災、防犯上必要と認められる事項
		５巡目	11時15分～12時00分	
		６巡目	14時15分～15時00分	
		７巡目	16時45分～17時30分	

イ　警備員は、施設内を巡回するときは、巡回記録タイムレコーダーを携行し、施設内各所に備付けの点検キーにより巡回時刻を当該レコーダーに記録する。

(8) 非常時連絡等

ア　警備員室内の防災副受信機（警報表示盤）に異常の表示が出現したときは、異常通報ブザー音を停止させ、異常発生箇所を確認し、速やかに業務担当員に連絡し、必要な指示を受ける。
なお、当該異常発生時は、総務課事務室内の複合盤の異常通報ブザー音も停止させる。

イ　施設内の備品機器の異常を感知したときは、速やかに業務担当員に連絡し、必要な指示を受ける。

ウ　火災が発生した場合は、可能な範囲において消火器による初期消火に努めるものとし、実験研修棟における火災発生にあっては、屋内消火栓設備の非常通報ボタンを押下し、速やかに最寄りの消防署へ通報するとともに、業務担当員へ連絡する。

エ　盗難、第三者による施設設備の破壊等が発生した場合は、速やかに最寄りの警察署へ通報するとともに、業務担当員へ連絡する。

(9) 旗の掲揚

ア　国旗、地方独立行政法人北海道立総合研究機構旗、北海道旗等を、毎日７時45分頃までに本庁舎屋上の旗掲揚ポールに掲げ、毎日18時頃までに降納する。
なお、風雨等悪天候の日は、旗は掲揚しないものとする。

イ　上記アの旗が毀損したときは、業務担当員にその交換を求める。

第４　警備記録

委託契約書第８条第１項に規定する警備の報告様式は、別添の警備業務日報によるものとする。

第５　その他

１　受託者は、警備業務を実施するために必要な委託者の所有する機材等を使用するときは、あらかじめ委託者から使用の承認を受けるものとする。
なお、委託者は、この場合の使用料は徴しないものとする。

２　警備員は、委託者が外部に委託して実施する構内除排雪が行われたときは、その作業に係る開始時間及び終了時間を警備業務日報に記録するものとする。

森林研究本部林業試験場平面図

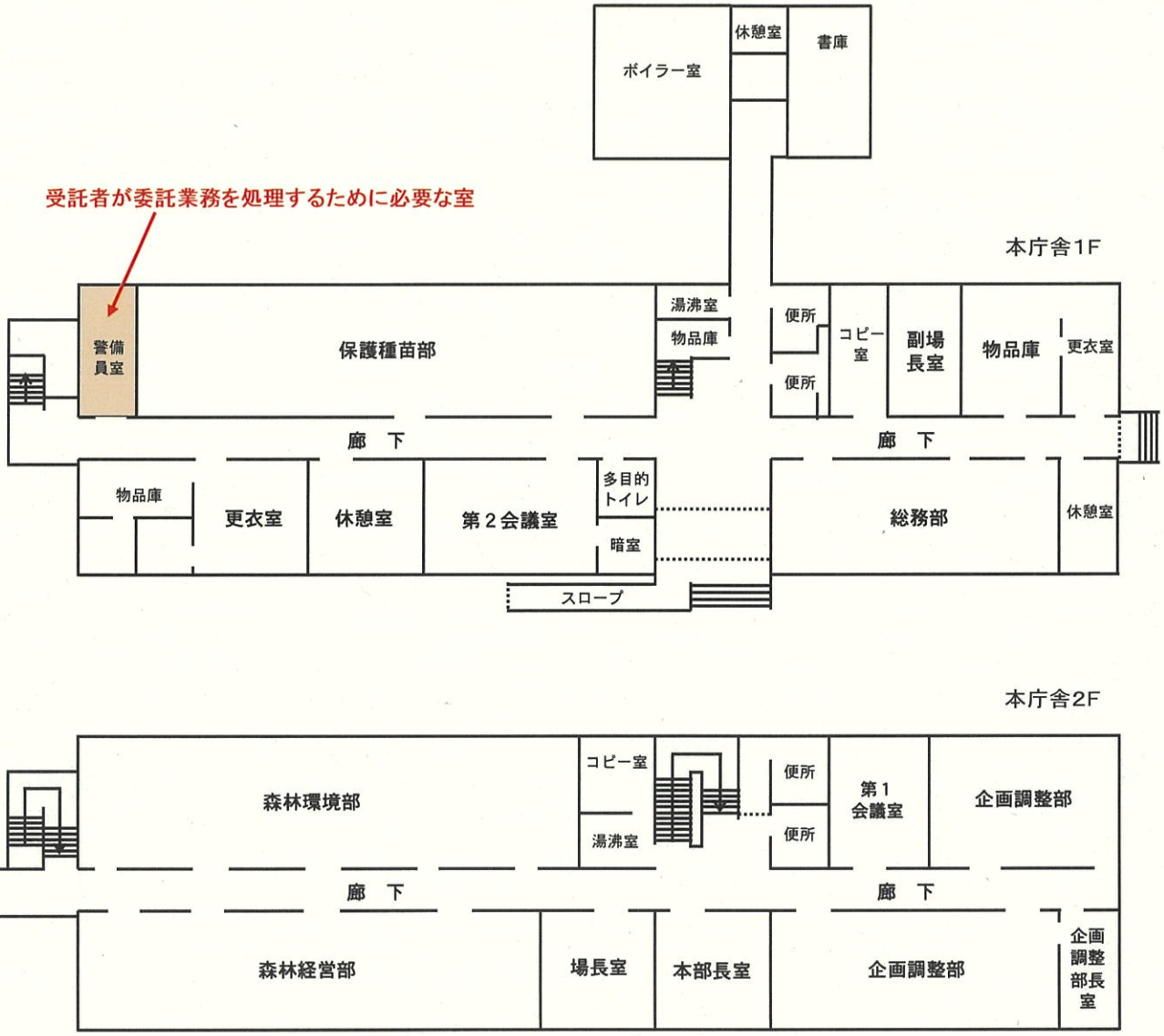

林業試験場庁舎等警備業務　勤務表 【 開庁日 】

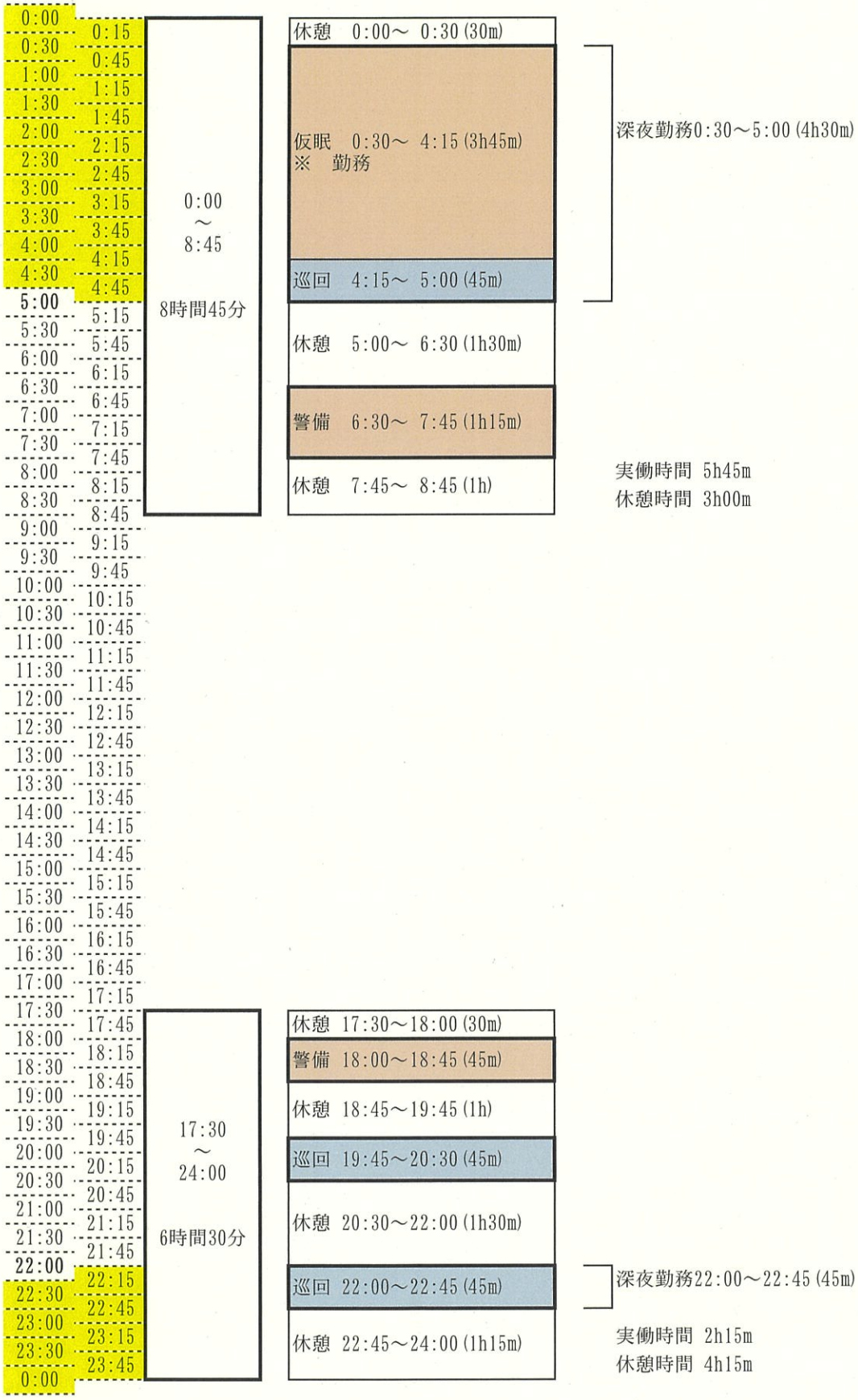

計	15時間15分	実働時間 8h 休憩時間 7h15m	深夜勤務 5h15m

林業試験場庁舎等警備業務　勤務表 【 閉庁日 】

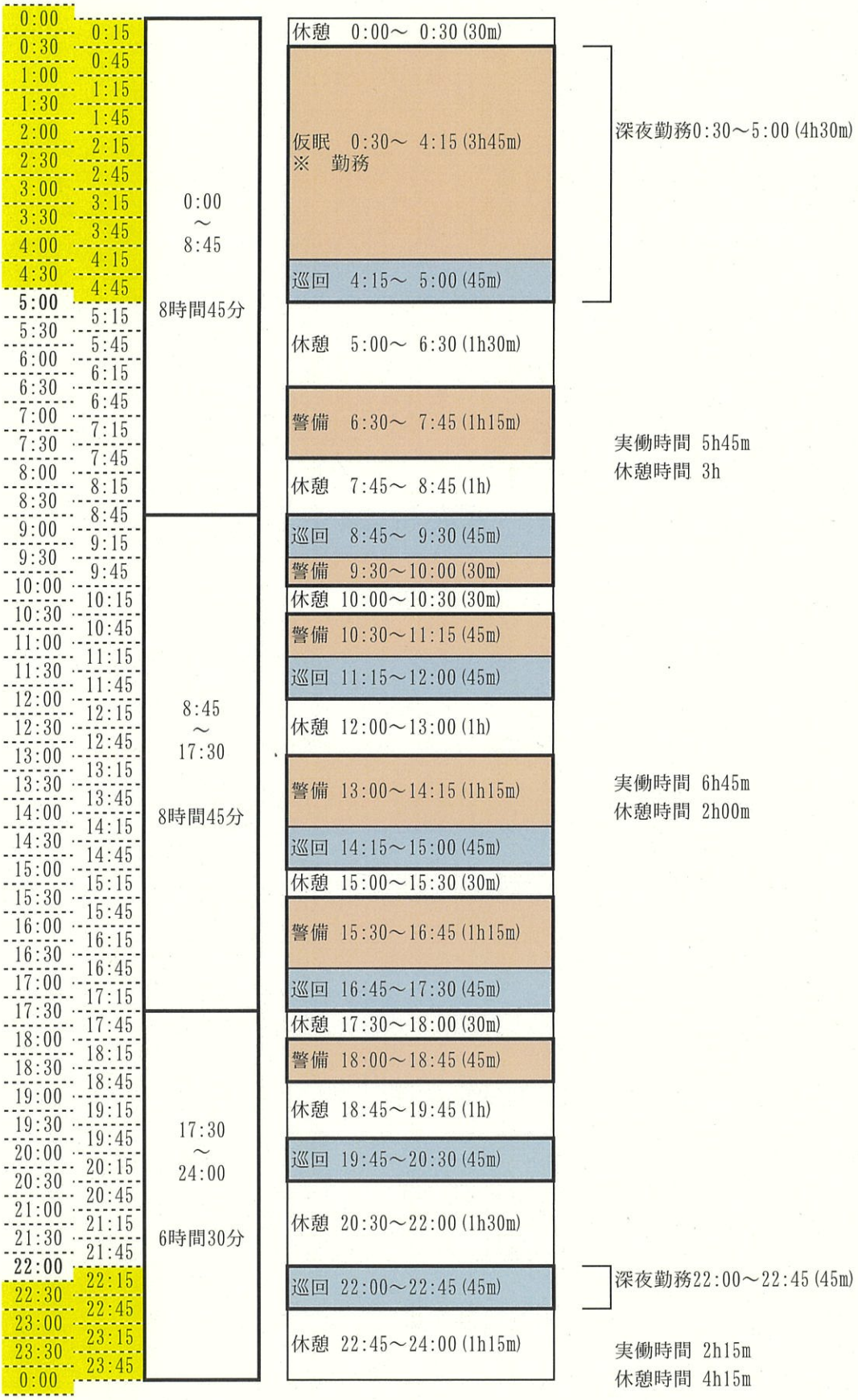

計	24時間	実働時間 14h45m 休憩時間 9h15m	深夜勤務 5h15m

林業試験場構内図

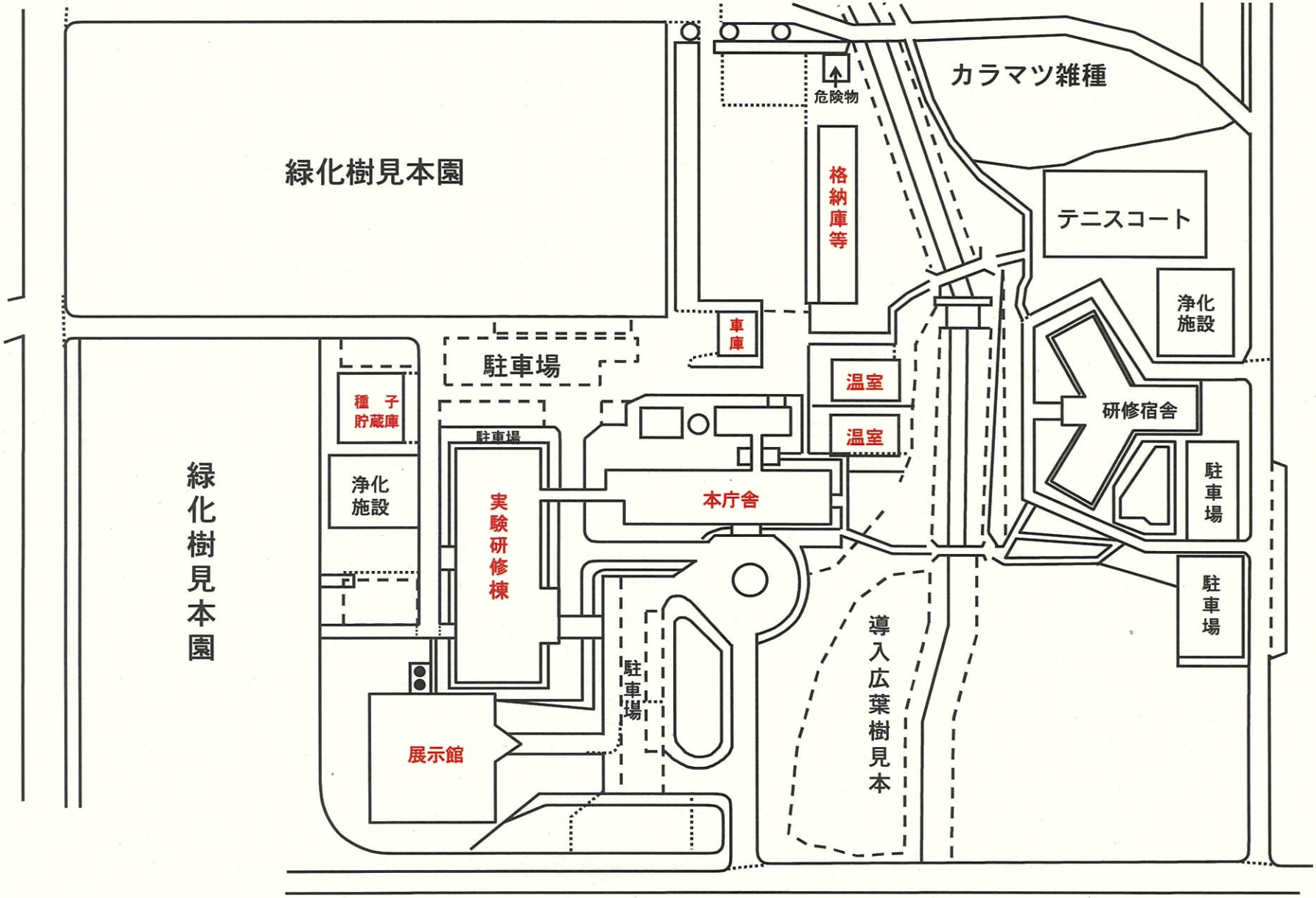
緑化樹見本園
危険物
カラマツ雑種
格納庫等
テニスコート
浄化施設
車庫
駐車場
温室
温室
研修宿舎
種子貯蔵庫
駐車場
浄化施設
実験研修棟
本庁舎
駐車場
駐車場
緑化樹見本園
駐車場
導入広葉樹見本
展示館

警　備　巡　回　順　路　表

巡回順路パターン１

順路	鍵Ｎｏ	室　名	
1	A	① 副場長室（旧総務部長室）	
2	B	② 第２会議室	
3	C	③ 微生物実験室	
4	D	④ 講堂（講師控室）	
5	E	⑤ 塔屋	
6	F	⑥ 遺伝子実験室	
7	G	⑦ 第２書庫	
8	H	⑧ 緑の情報館（映像室）	
9	I	⑨ 普及指導員室	
	J	⑩ 情報処理室	
10	K	⑪ 機械室	
11	L	⑫ 図書室	
12	M	⑬ 森林経営部	
13	N	⑭ 企画調整部（普及グループ）	
14	O	⑮ ボイラー室	
15	P	⑯ 温室	
16	Q	⑰ 林業用機械実習室	┐
17	R	⑱ 作業員休憩室	格納庫
18	S	⑲ 種子乾燥室	┘
19	T	⑳ 種子貯蔵庫	

巡回順路パターン２

順路	鍵Ｎｏ	室　名	
1	T	⑳ 種子貯蔵庫	
2	S	⑲ 種子乾燥室	┐
3	R	⑱ 作業員休憩室	格納庫
4	Q	⑰ 林業用機械実習室	┘
5	P	⑯ 温室	
6	O	⑮ ボイラー室	
7	N	⑭ 企画調整部（普及グループ）	
8	M	⑬ 森林経営部	
9	L	⑫ 図書室	
10	K	⑪ 機械室	
	J	⑩ 情報処理室	
11	I	⑨ 普及指導員室	
12	H	⑧ 緑の情報館（映像室）	
13	G	⑦ 第２書庫	
14	F	⑥ 遺伝子実験室	
15	E	⑤ 塔屋	
16	D	④ 講堂（講師控室）	
17	C	③ 微生物実験室	
18	B	② 第２会議室	
19	A	① 副場長室（旧総務部長室）	

巡回順路パターン３

順路	鍵Ｎｏ	室　名	
1	B	② 第２会議室	
2	A	① 副場長室（旧総務部長室）	
3	O	⑮ ボイラー室	
4	P	⑯ 温室	
5	Q	⑰ 林業用機械実習室	┐
6	R	⑱ 作業員休憩室	格納庫
7	S	⑲ 種子乾燥室	┘
8	T	⑳ 種子貯蔵庫	
9	C	③ 微生物実験室	
10	D	④ 講堂（講師控室）	
11	E	⑤ 塔屋	
12	F	⑥ 遺伝子実験室	
13	G	⑦ 第２書庫	
14	H	⑧ 緑の情報館（映像室）	
15	I	⑨ 普及指導員室	
	J	⑩ 情報処理室	
16	K	⑪ 機械室	
17	L	⑫ 図書室	
18	M	⑬ 森林経営部	
19	N	⑭ 企画調整部（普及グループ）	

巡回順路パターン４

順路	鍵Ｎｏ	室　名	
1	N	⑭ 企画調整部（普及グループ）	
2	M	⑬ 森林経営部	
3	L	⑫ 図書室	
4	K	⑪ 機械室	
	J	⑩ 情報処理室	
5	I	⑨ 普及指導員室	
6	H	⑧ 緑の情報館（映像室）	
7	G	⑦ 第２書庫	
8	F	⑥ 遺伝子実験室	
9	E	⑤ 塔屋	
10	D	④ 講堂（講師控室）	
11	C	③ 微生物実験室	
12	T	⑳ 種子貯蔵庫	
13	S	⑲ 種子乾燥室	┐
14	R	⑱ 作業員休憩室	格納庫
15	Q	⑰ 林業用機械実習室	┘
16	P	⑯ 温室	
17	O	⑮ ボイラー室	
18	A	① 副場長室（旧総務部長室）	
19	B	② 第２会議室	

令和８年４月１日より、実験研修棟１階「情報処理室」の巡回警備を中止する。
（巡回記録タイムレコーダー「NO. 10」を欠番とする。）

警備巡回経路図

巡回順路パターン１

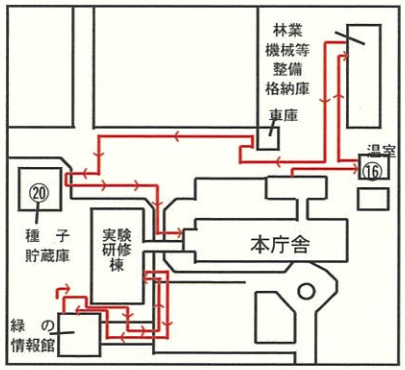

（外部巡回経路）

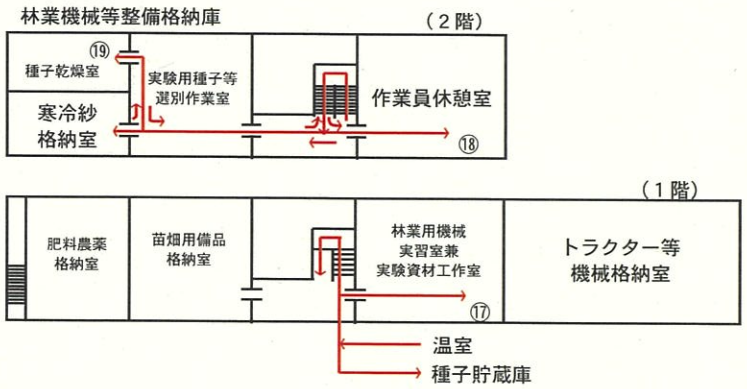

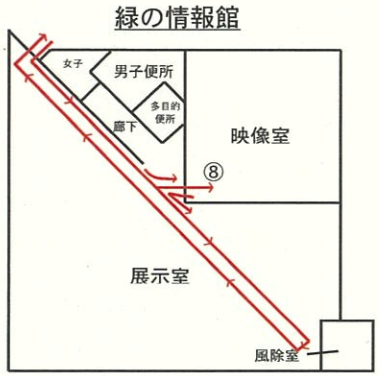

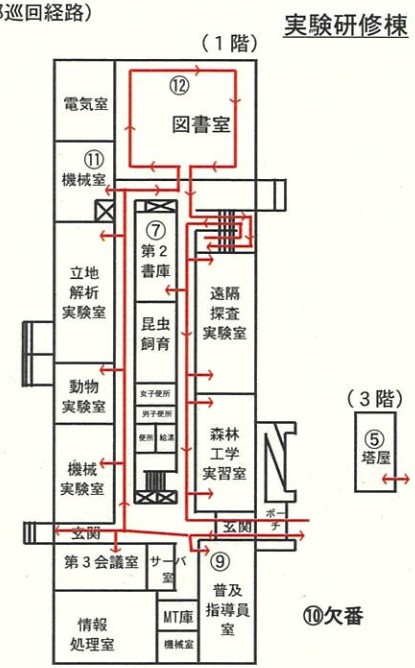

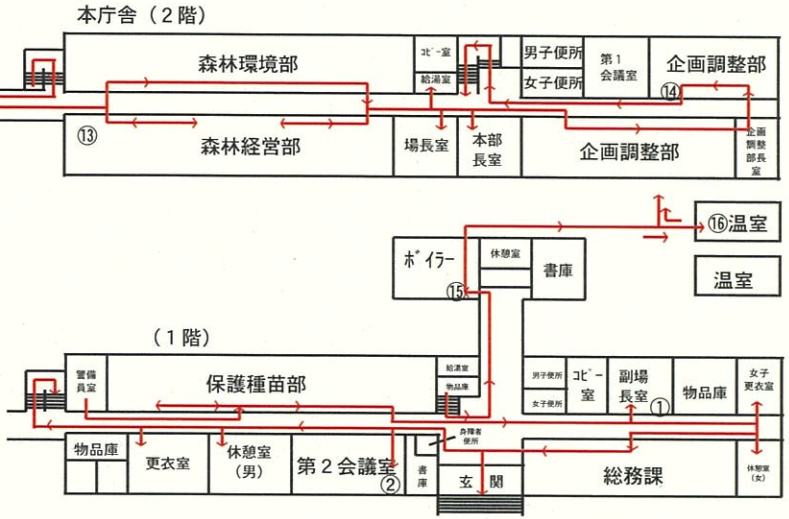

警備巡回経路図

巡回順路パターン２

②

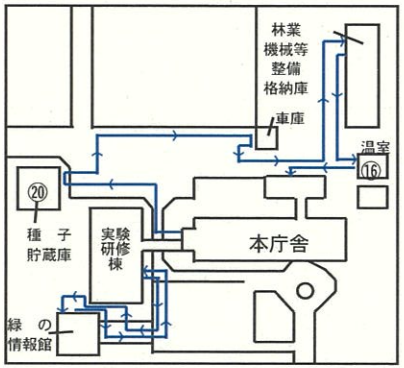

（外部巡回経路）

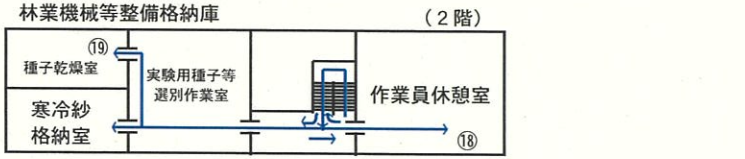

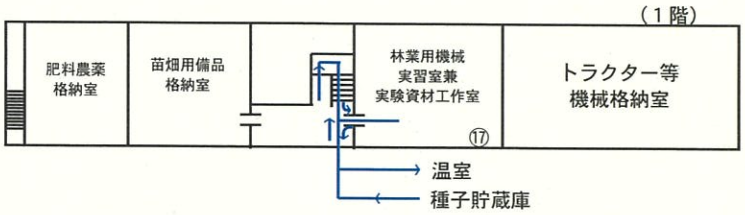

実験研修棟

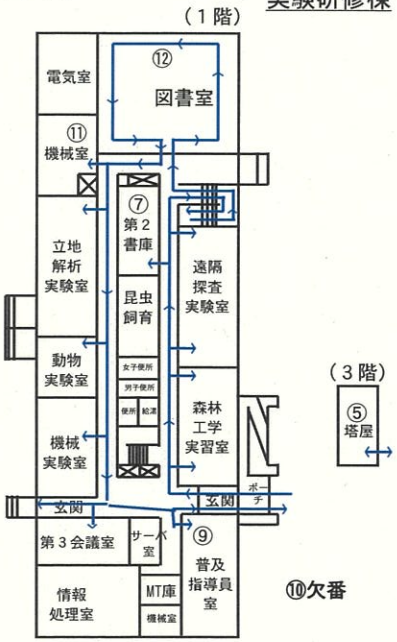

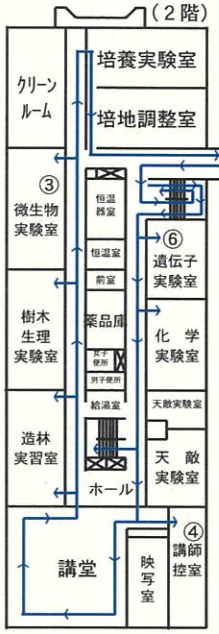

緑の情報館

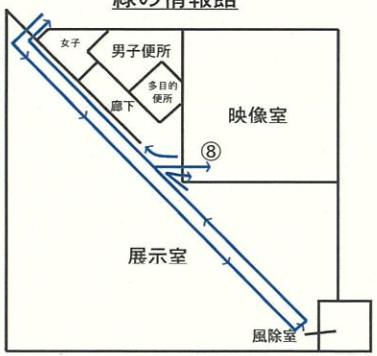

本庁舎（２階）

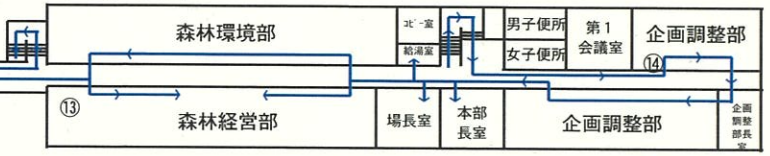

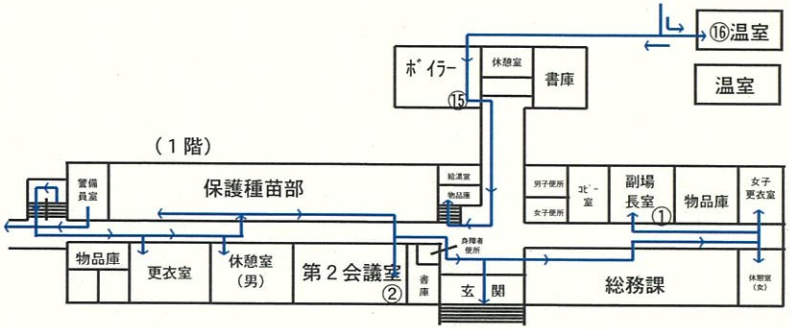

警備巡回経路図

③

巡回順路パターン３

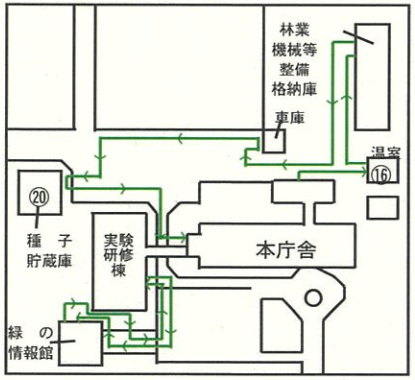

（外部巡回経路）

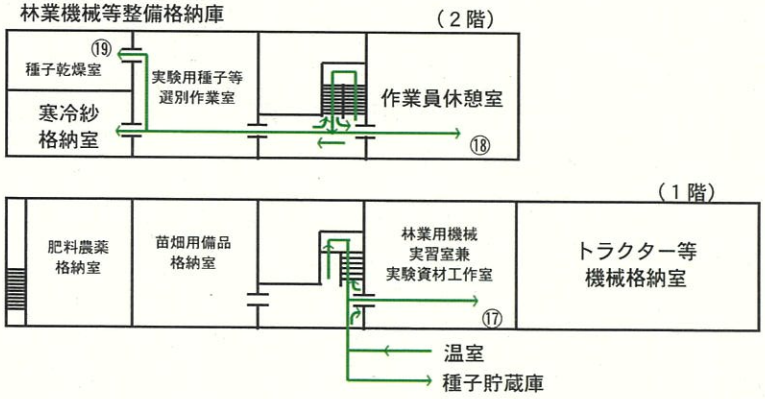

実験研修棟

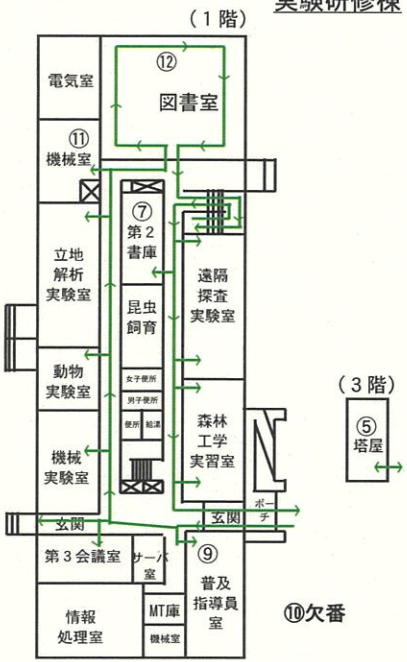

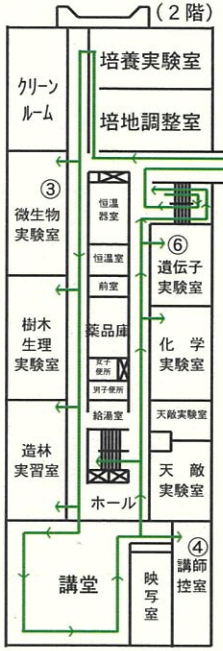

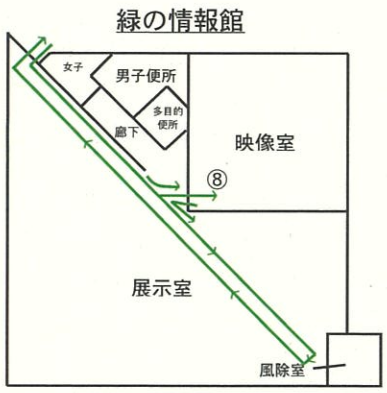

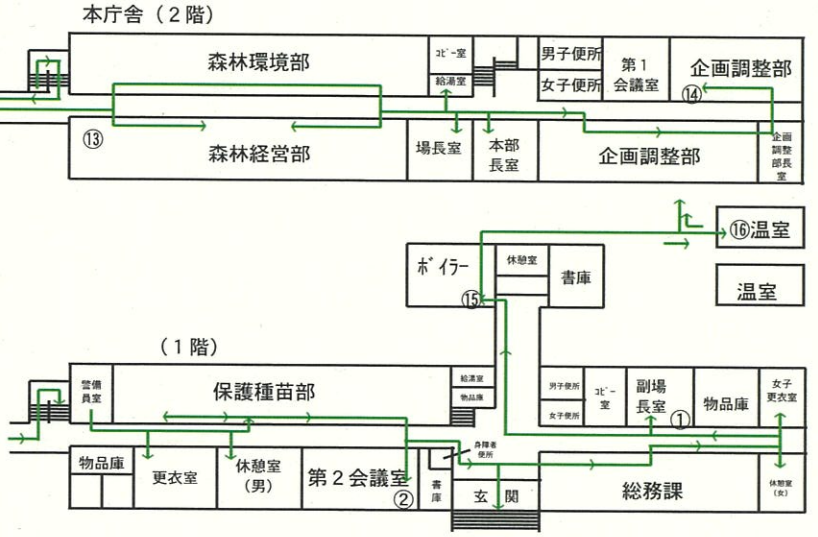

警備巡回経路図

④

巡回順路パターン４

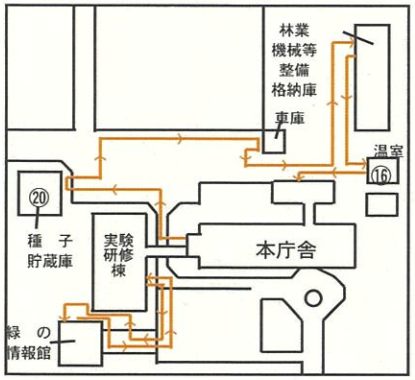

（外部巡回経路）

林業機械等整備格納庫

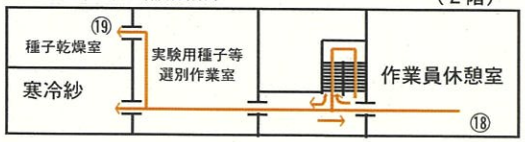

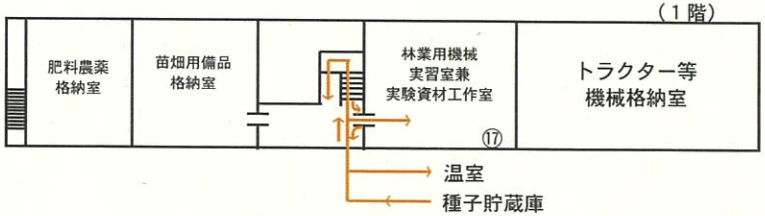

実験研修棟

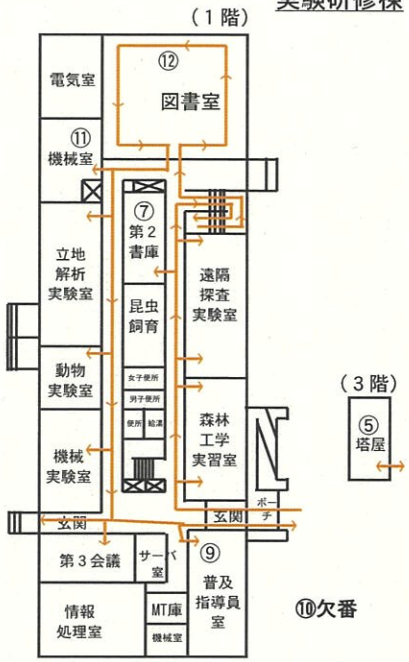

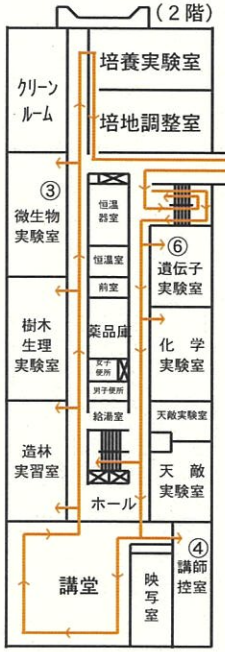

緑の情報館

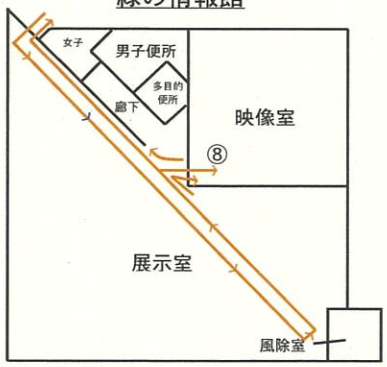

本庁舎（２階）

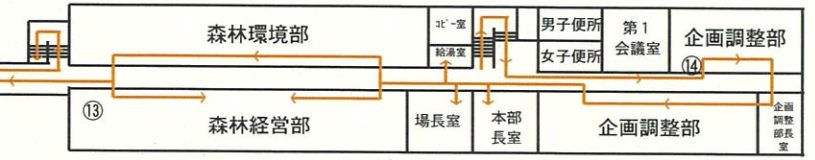

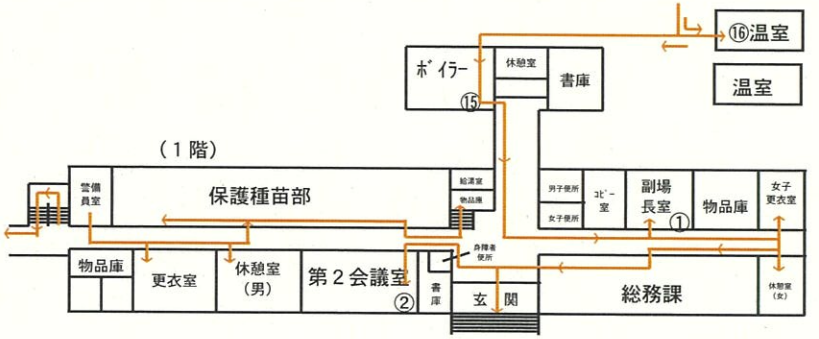

警　備　業　務　日　報

年 月　日　曜日 天候	警備員 氏　名	㊞ ㊞	総務課長	主査(総務)	担　当

点検項目 巡回時間		玄関	非常口	各室	ドア	電気	ガス	水道	消灯	火気	灰皿等	通路	消防設備	空調	温室
1巡目	:　～														
2巡目	:　～														
3巡目	:　～														
4巡目	:　～														

■特記事項　（点検項目で異常ありの場合の処理、及び職員以外の時間外入庁者、冬季間における勤務時間外の除雪作業状況等について記入する）	火災及び災害等の緊急情報の内容記入欄
除雪時間　月　日（　）　時　分～　時　分	

実験研修棟１階「情報処理室」の巡回警備を中止する。
（巡回記録タイムレコーダー「NO.11」を欠番とする。）

年 月　日　曜日 天候	警備員 氏　名	㊞ ㊞	総務課長	主査(総務)	担　当

点検項目 巡回時間		玄関	非常口	各室	ドア	電気	ガス	水道	消灯	火気	灰皿等	通路	消防設備	空調	温室
1巡目	:　～														
2巡目	:　～														
3巡目	:　～														
4巡目	:　～														

■特記事項　（点検項目で異常ありの場合の処理、及び職員以外の時間外入庁者、冬季間における勤務時間外の除雪作業状況等について記入する）	火災及び災害等の緊急情報の内容記入欄
除雪時間　月　日（　）　時　分～　時　分	

実験研修棟１階「情報処理室」の巡回警備を中止する。
（巡回記録タイムレコーダー「NO.11」を欠番とする。）

※ 各巡回毎に点検項目を確認し、巡回したところに✓印をつけ、異常があった場所は特記事項に記入すること。
※ 右余白部分は、巡回記録テープ貼付箇所。

業務処理責任者（警備主任者・警備員）選定通知書

年　　月　　日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長　　小　髙　　咲　様

住所

受託者

氏名　　㊞

業務名　　令和　　年度林業試験場庁舎等警備業務

年　　月　　日付けで契約した上記業務に係る業務処理責任者（警備主任者・警備員）を次のとおり定めたので通知します。

区　　分	氏　　名	備　　考

注１　「区分」欄は、業務処理責任者（警備主任者・警備員）の別を記載すること。
　２　「備考」欄に、生年月日を記載すること。
　３　業務処理責任者各人の顔写真（又は運転免許証の写し）を添付すること。